

建築年度で耐震性をチェック あなたの家は何歳ですか？

チェックの表の見方

補強計画よりも建替えをお勧めします。

現行の建築基準と大幅に異なっています。専門家によるチェックをして下さい。

壁量不足の可能性が高いと思われます。一応専門家による耐震のチェックをして下さい。

壁量は十分ですが、接合部や壁の配置バランスの改善が必要な可能性があります。

現行の建築基準です。

地震年表	西暦	和暦	建築基準の変遷	各項目に関する規定				
				基礎	壁量	筋交い	壁の配置バランス	接合部
	1940	昭和15年	1920年市街地建築物法施工			1924年筋交い等の耐震規定が新設された		
	1942	昭和17年	1924年市街地建築物法の大改正					
1944年 昭和東南海地震【M7.9】	1944	昭和19年						
1945年 三河地震【M6.8】	1946	昭和21年						
1946年 昭和南海地震【M8.0】	1948	昭和23年						
1948年 福井地震【M7.1】	1950	昭和25年	1950年 建築基準法制定 壁量の規定	底盤のない基礎でも良かった	必要壁量が制定された	筋交いは釘で柱などに固定する	張り間方向、及びけた行方向に、釣り合い良く配置しなければならない 施工令45条	柱はかすがいでとめる
1952年 十勝沖地震【M8.2】	1952	昭和27年						
	1954	昭和29年						
	1956	昭和31年						
	1958	昭和33年	1959年 建築基準法改正 壁量の強化					
	1960	昭和35年						
	1962	昭和37年						
1964年 新潟地震【M7.5】	1964	昭和39年						
	1966	昭和41年						
1968年 十勝沖地震【M7.5】	1968	昭和43年						
	1970	昭和45年	1971年 建築基準法改正 基礎の布基礎化	コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の布基礎とすることが規定	必要壁量が改正された	筋交いプレートが使われる始める		
	1972	昭和47年						
	1974	昭和49年						
1978年 伊豆大島近海地震【M7.0】	1976	昭和51年						
1978年 宮城県沖地震【M7.4】	1978	昭和53年						
	1980	昭和55年	1981年 建築基準法改正 壁量の再強化	鉄筋コンクリート造の基礎が徐々に広まる	必要壁量が改正された	筋交いプレートが使われる始める		
1983年 日本海中部地震【M7.7】	1982	昭和57年						
1984年 長野県西部地震【M6.8】	1984	昭和59年						
	1986	昭和61年						
	1988	昭和63年						
	1990	平成2年						
	1992	平成4年						
1993年 北海道南西沖地震【M7.8】	1994	平成6年						
1995年 兵庫県南部地震【M7.2】	1996	平成8年						
(阪神・淡路大震災)	1998	平成10年						
2000年 鳥取西部地震【M7.3】	2000	平成12年	2000年 建築基準法改正	地耐力に応じた基礎構造が規定	筋交いのサイズにより筋交いをとめる金物が指定された	1/4 1/4 1/4 1/4 はじめて壁の配置バランスに関して規定された	強い壁には強い金物を使用することが規定された	規定
2001年 芸予地震【M6.7】								
2003年 三陸南地震【M7.0】								
2011年 東日本大震災【M8.4】								
2016年 熊本地震【M7.3】								

* 建築基準法は安全で安心して日々暮らすために、建物に関するこれだけは守ってね！の最低限の基準として定めたものです。特に大規模な地震災害とともに、建物の耐震基準も大幅に改正されてきました。新耐震基準は、建築基準法（建築物の敷地・設備・構造・用途についてその最低基準を定めた法律）に定められる設計基準の一つで、★を目的としたものです。★ 頻繁におこる大きさの地震に対しては建物の構造に損害がないようにする。★ 滅多に起らざるが大きな地震に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。「頻繁におこる大きさの地震」の目安、おおよそ震度5程度を想定。「滅多に起らざるが大きな地震」の目安、おおよそ震度6強～震度7程度の地震を想定。あくまでも目安としての表現ですので、この基準では、仮に震度6強の揺れが発生したとしても、即座に建物が崩壊しないことが期待されます。この新耐震基準をクリアして建てられた建物であれば、震度6や7の地震に対して絶対に安全であるということを保証するものではないことに注意が必要です。何故かと言うと、「震度6から7に耐えうる」でも、「震度」という単位は、あくまでも震度にしか過ぎないからです。実際は震度を基準にした設計しているのではありません（「ガル」という震度7段階よりも、より細かい指標を基準に設計されているため）同じ震度7の地震でも、場合によっては、設計上の想定を超えてしまう場合があるからです。また、設計そのものが、偽装やごまかしされていた場合はそれ以前の問題になります。もう一つ新耐震基準は、複数の大きな地震が連続して起こることを想定したものではないことです。新耐震基準は目安で震度6以上の地震が発生しても、即座に崩壊しないことを目的の一つでその表現は「即座に崩壊しない」であって「半永久的に崩壊しない」ではありません。もちろん、現実には、想定を超える地震が起ても建物が崩れなかつたというケースが数多く報告はされていますが、「新耐震基準をクリアしているから100%大丈夫ということではない」ことを理解しておくことも重要です。